

さいたま市契約公報

第14号

令和4年8月1日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1件）

- 一般エックス線撮影装置デジタルシステムの購入…………… 2

特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市コンビニ交付システム賃貸借…………… 6
- ・さいたま市庶務事務システムサーバ機器等賃貸借…………… 6
- ・さいたま市情報端末等ソフトウェアライセンス…………… 6
- ・小型水槽付消防ポンプ自動車…………… 6
- ・救助工作車Ⅱ型…………… 6
- ・先端屈折式はしご付消防自動車（30m級）…………… 6
- ・救急自動車…………… 6
- ・消防ポンプ自動車…………… 6
- ・塵芥収集機械車2t積載…………… 7
- 塵芥収集機械車3tシャーシー（プレス式・強制排出車）…………… 7
- 塵芥収集機械車3tシャーシー（回転板式・ダンプ排出車）…………… 7
- パワーゲート付きハイブリットダンプ2t積載…………… 7
- ・さいたま市宇宙劇場プラネタリウムシステム機器等賃貸借…………… 7
- ・さいたま市青少年宇宙科学館プラネタリウムシステム機器等賃貸借…………… 7

一般競争入札の告示（3件）

- さいたま市立大宮国際中等教育学校共用部等什器備品一式の購入…………… 7
- さいたま市法人市民税封入封緘業務…………… 10
- さいたま市桜環境センターアルミプレス売却…………… 13
- さいたま市東部環境センターアルミプレス売却…………… 13
- さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却…………… 13
- さいたま市桜環境センタースチールプレス売却…………… 13
- さいたま市東部環境センタースチールプレス売却…………… 13
- さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却…………… 13

公募型プロポーザル方式の手続の開始（2件）

- さいたま市新庁舎整備等基本計画策定支援業務…………… 17
- さいたま市新庁舎整備等に係る民間市場調査業務…………… 20

競争入札参加資格関連の告示（1件）

- 令和4年度自動販売機等設置場所貸付事業の参加資格に関する告示…………… 24

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第89号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

一般エックス線撮影装置デジタルシステム

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和5年4月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和4年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療福祉器材」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和4年8月15日（月）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 本入札の公告日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等販売業の許可を受けた者であること。

- (7) 令和2年4月1日以降に、当該物品と同等の物品納入若しくは製造実績があることを証明できる者又は当該物品に係る製造者若しくは販売代理店等の出荷引受証明を受けている者であること。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048(873)4274
- (2) 交付期間
- 公告の日から令和4年8月22日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
- (3) 交付費用
- 無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
- 3(2)に同じ
- (3) 受付場所
- 3(1)に同じ
- (4) 提出方法
- 持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- 3(1)に同じ
- (2) 交付日時
- 令和4年9月1日(木)午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) その他
- 郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
- 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年9月12日(月)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒336-8522 さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課調達係

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日(水)午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市制定)第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
電話 048(873)4274 FAX 048(873)5451

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付
ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender:
Digital radiography system equipment, general radiography
- (2) Date and time of tender:
September 14, 2022, 10:00 a.m.
- (3) Contact point for the notice:
Hospital Finance Division, Department of Hospital Administration, City Hospital,
Health and Welfare Bureau, Saitama City
2460 Mimuro, Midori Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 336-8522, Japan
Tel: 048-873-4274

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第90号

次のとおり落札者等について公示します。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

① 90-1 ②さいたま市コンビニ交付システム賃貸借 一式 ③さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和4年6月29日 ⑤株式会社J E C C本社 専務取締役 依田茂 東京都千代田区丸の内3-4-1 ⑥1,865,600円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和4年5月16日さいたま市公告(調達)第60号

① 90-2 ②さいたま市庶務事務システムサーバ機器等賃貸借 ③さいたま市総務局人事部人事課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和4年6月3日 ⑤株式会社J E C C本社 専務取締役 依田茂 東京都千代田区丸の内3-4-1 ⑥5,131,500円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和4年4月15日さいたま市公告(調達)第41号

① 90-3 ②さいたま市情報端末等ソフトウェアライセンス 一式 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和4年6月1日 ⑤株式会社大塚商会L A事業部 北関東L A販売課 課長 小堀保夫 さいたま市中央区上落合8-1-19 ⑥135,582,700円 ⑦一般競争入札 ⑧令和4年4月15日さいたま市公告(調達)第42号

① 90-4 ②小型水槽付消防ポンプ自動車 3台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和4年6月1日 ⑤株式会社モリタ東京支店 支店長 山北忠司 東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル19階 ⑥153,450,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和4年4月15日さいたま市公告(調達)第43号

① 90-5 ②救助工作車Ⅱ型 1台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和4年6月1日 ⑤帝商株式会社埼玉営業所 営業所長 伊藤昌弘 さいたま市浦和区仲町2-5-1 ロイヤルパインズホテル浦和B1階 ⑥158,290,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和4年4月15日さいたま市公告(調達)第44号

① 90-6 ②先端屈折式はしご付消防自動車(30m級) 1台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和4年6月1日 ⑤帝國繊維株式会社 代表取締役 梶谷徹 東京都中央区日本橋2-5-1 ⑥176,000,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和4年4月15日さいたま市公告(調達)第45号

① 90-7 ②救急自動車 3台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和4年6月1日 ⑤埼玉トヨタ自動車株式会社 代表取締役 嶋田光剛 さいたま市中央区下落合6-1-18 ⑥107,580,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和4年4月15日さいたま市公告(調達)第46号

① 90-8 ②消防ポンプ自動車 1台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和4年6月1日 ⑤株式会社モリタ東京支店 支店長 山北忠司 東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル19階 ⑥42,900,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和4年4月15日さいたま市公告(調達)第47号

① 90-9 ②(1)塵芥収集機械車2t積載 3台 (2)塵芥収集機械車3tシャーシー(プレス式・強制排出車) 4台 (3)塵芥収集機械車3tシャーシー(回転板式・ダンプ排出車) 4台 (4)パワーゲート付きハイブリッドダンプ2t積載 4台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和4年6月1日 ⑤新明和工業株式会社特装車事業部営業本部関東支店支店長 板村彰 さいたま市北区吉野町1-20-2 ⑥(1)32,241,000円 (2)43,340,000円 (3)42,284,000円 (4)34,540,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和4年4月15日さいたま市公告(調達)第48号

① 90-10 ②さいたま市宇宙劇場プラネタリウムシステム機器等賃貸借 一式 ③さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館 さいたま市浦和区駒場2-3-45 ④令和4年6月23日 ⑤NTT・TCリース株式会社関東支店 支店長 森山仁 さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル ⑥ 1,832,600円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和4年5月2日さいたま市公告(調達)第57号

① 90-11 ②さいたま市青少年宇宙科学館プラネタリウムシステム機器等賃貸借 一式 ③さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館 さいたま市浦和区駒場2-3-45 ④令和4年6月23日 ⑤NTT・TCリース株式会社関東支店 支店長 森山仁 さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル ⑥ 1,111,000円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和4年5月2日さいたま市公告(調達)第58号

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第1157号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年7月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名(物品の購入)

さいたま市立大宮国際中等教育学校共用部等什器備品一式

(2) 納入場所

さいたま市大宮区三橋4-96 さいたま市立大宮国際中等教育学校

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和5年3月22日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「鋼製什器」又は「木製什器」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月15日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年8月22日(月)及び令和4年8月23日(火)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月12日(月)午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月12日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048 (829) 1181 FAX 048 (829) 1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否
要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1146号

さいたま市法人市民税封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年7月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市法人市民税封入封緘業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年8月29日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」又は「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。
- (7) 本入札の告示日を起算日として過去2年の間に、国（独立行政法人を含む。）又は人口30万人以上の地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局税務部市民税課
担当　市民税システム係　電話　048（829）1198

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月8日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年8月15日（月）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を予定数量で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年8月19日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年8月19日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課
電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
電話 048(829)1198 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約形態

複数単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1164号

さいたま市桜環境センターアルミプレス売却外5件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年7月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア さいたま市桜環境センターアルミプレス売却

イ さいたま市東部環境センターアルミプレス売却

ウ さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却

エ さいたま市桜環境センタースチールプレス売却

オ さいたま市東部環境センタースチールプレス売却

カ さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却

(2) 履行場所

ア 1(1)ア及びエの売却 さいたま市桜区新開4-2-1 さいたま市桜環境センター

イ 1(1)イ及びオの売却 さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市東部環境センター

ウ 1(1)ウ及びカの売却 さいたま市浦和区大原5-12-1 有限会社太盛りサイクルセンター

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「物品の修理及び不用品の買受」内の営業種目「不用品買受」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は、この限りでない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は、この限りでない。
- (6) アルミプレス又はスチールプレスの売却について、さいたま市又は過去3年間（令和元年8月27日から令和4年8月26日まで）に他市町村で実績を有する者であること。

なお、実績とは、アルミプレス又はスチールプレスの売却に際し、さいたま市又は他市町村において入札又は見積合わせに参加したことをいう。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

- (1) 交付方法
さいたま市ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p040418.html>
- (2) 交付期間
告示の日から令和4年8月26日（金）まで
- (3) 交付費用
無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年8月26日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

ア 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部
廃棄物対策課

担当 高畑 電話 048(829)1336

イ 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設
管理課

担当 小川 電話 048(829)1343

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年9月6日（火）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの売却 令和4年9月8日（木）午前10時00分
- (イ) 1(1)イの売却 令和4年9月8日（木）午前10時20分
- (ウ) 1(1)ウの売却 令和4年9月8日（木）午前10時40分
- (エ) 1(1)エの売却 令和4年9月8日（木）午前11時00分
- (オ) 1(1)オの売却 令和4年9月8日（木）午前11時20分

(カ) 1(1)カの売却 令和4年9月8日(木) 午前11時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月8日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の禁止

この告示に係る入札のうち、1(1)ア、イ及びウのアルミプレス売却は、一抜け方式とする。落札者(契約者となる者)となった者は、その後行われる他のアルミプレス売却の入札への参加を辞退するものとし、辞退届を提出すること。1(1)エ、オ及びカのスチールプレス売却においても同様とする。

(8) 入札事務を担当する課

ア 1(1)ア、ウ、エ及びカの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
電話 048(829)1336 FAX 048(829)1991

イ 1(1)イ及びオの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課
電話 048(829)1343 FAX 048(829)1991

(9) 業務を担当する課

ア 1(1)ア及びエの売却

6(8)イに同じ

イ 1(1)イ及びオの売却

さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター
電話 048(684)3802 FAX 048(686)0466

ウ 1(1)ウ及びカの売却

6(8)アに同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市告示第1129号

さいたま市新庁舎整備等基本計画策定支援業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年7月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市新庁舎整備等基本計画策定支援業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区北袋町1-603-1外

(3) 業務概要

令和3年度に策定した「新庁舎整備等基本構想」を踏まえ、さいたま市の新庁舎整備等基本計画の策定に向け、本庁舎の機能、規模等について検討を行い、基本設計に必要な諸条件を整理する。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

(5) 事業費限度額

本プロポーザルの予算上限額は28,941,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 特定共同企業体の場合

次のア～エの全ての要件を満たす構成員（イは代表構成員のみ）により結成されたものとし、その結成方法は、オによるものとする。

ア 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。なお、代表構成員は名簿（設計・調査・測量）に業務「建築関連コンサルタント」又は「建設コンサルタント」で登載されていること。

イ 平成14年度以降に、都道府県、市町村又は特別区の庁舎施設整備に係る基本計画策定業務（改修のみを除く。）を受託し、適切に履行を完了した実績を有する者であること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

⑦ 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第32号第1項各号に掲げる者

⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑨ 中小企業組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく共同組合にあっては、その組員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと

エ 本告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

オ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

⑦ 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

a 2者の場合 30パーセント以上

b 3者の場合 20パーセント以上

⑧ 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

⑨ 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

2(1)ア～エに掲げる代表構成員の要件を全て満たしている者（本プロポーザルに係る特定共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加している者を除く。）であること。

3 企画提案に係る招請説明書の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案に係る招請説明書を交付する。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード（以下「ホームページ」とはこのアドレスをいう。）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p090068.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和4年8月10日（水）まで

4 質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(1) 受付期間

本告示日から令和4年8月5日（金）午後4時まで

(2) 受付方法

電子メール（詳細は企画提案に係る招請説明書による。）

メールアドレス toshi-keiei@city.saitama.lg.jp

(3) 到達確認先

電話 048（829）1033

(4) 質問に対する回答予定日

令和4年8月10日（水）までに行う。

(5) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

5 参加表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思表明の手続きを行い、参加資格の確認審査を受けること。

(1) 提出書類

ア 単体企業の場合

㉠ プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

㉡ 2(1)イの実績を証する書類（契約書の写し及び完了を証明する書類等の写し）

イ 特定共同企業体の場合

㉠ 共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

㉡ 共同企業体協定書

㉢ 共同企業体協定書第8条に基づく協定書

㉣ 委任状

㉤ 2(1)イの実績を証する書類（契約書の写し及び完了を証明する書類等の写し）

(2) 受付期間

本告示日から令和4年8月23日（火）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部企画・SDGs推進担当

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

(5) 参加資格の確認

参加資格確認終了後、令和4年8月26日（金）を目途に、参加資格確認通知書を参加表明書に記載された連絡先に郵送する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に係る招請説明書の「8 企画提案書等の提出」に定める書類について、それぞれ原本1部、副本6部（複写可）を提出すること。

(2) 受付期間

令和4年8月29日（月）から令和4年9月13日（火）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

5(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

ウ 審査の公平性を害する行為を行ったとき。

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載したとき。

オ 企画提案に係る招請説明書に示す各評価項目・評価基準（見積価格を除く。）の提案が記載されていないとき。

カ プレゼンテーションに参加しなかったとき。

7 業者決定の方法

業者決定は、事業者選定委員会による書類審査を実施し委託業者を選定する。

業者決定に当たっての審査方法等は、企画提案に係る招請説明書を参照すること。

8 プレゼンテーション

参加資格確認通知書により、参加資格を有すると認められた者は、令和4年9月27日（火）以降に実施を予定する事業者選定委員会において、企画提案書を補完する説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、時間、場所等の詳細については、後日通知する。

9 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048（829）1033 FAX 048（829）1997

10 その他

(1) この企画提案書の招請手続に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(3) 詳細は、企画提案に係る招請説明書による。

さいたま市告示第1130号

さいたま市新庁舎整備等に係る民間市場調査業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年7月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市新庁舎整備等に係る民間市場調査業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区北袋町1-603-1外

(3) 業務概要

本業務は、さいたま市の新庁舎整備等における民間活力の導入可能性並びに民間機能との複合化について調査研究を行い、事業手法を検討する。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

(5) 事業費限度額

本プロポーザルの予算上限額は10,417,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 特定共同企業体の場合

次のア～エの全ての要件を満たす構成員（イは代表構成員のみ）により結成されたものとし、その結成方法は、オによるものとする。

ア 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されていること。なお、代表構成員は次のいずれかの業務で登録されていること。

⑦ 名簿（設計・調査・測量）に業務「建築関連コンサルタント」又は「建設コンサルタント」

⑧ 名簿（業務委託）に業務「検査・測定・調査」又は「計画策定」

イ 平成24年度以降に、公共事業（建築物）に係る民間市場調査業務を受託し、適切に履行を完了した実績を有する者であること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

⑦ 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第32号第1項各号に掲げる者

⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑨ 中小企業組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく共同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと

エ 本告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

オ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を

締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(7) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

a 2者の場合 30パーセント以上

b 3者の場合 20パーセント以上

(4) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

(5) 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

2(1)ア～エに掲げる代表構成員の要件を全て満たしている者（本プロポーザルに係る特定共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加している者を除く。）であること。

3 企画提案に係る招請説明書の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案に係る招請説明書を交付する。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード（以下「ホームページ」とはこのアドレスをいう。）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p090079.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和4年8月10日（水）まで

4 質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(1) 受付期間

本告示日から令和4年8月5日（金）午後4時まで

(2) 受付方法

電子メール（詳細は企画提案に係る招請説明書による。）

メールアドレス toshi-keiei@city.saitama.lg.jp

(3) 到達確認先

電話 048（829）1033

(4) 質問に対する回答予定日

令和4年8月10日（水）までに行う。

(5) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

5 参加表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思表明の手続きを行い、参加資格の確認審査を受けること。

(1) 提出書類

ア 単体企業の場合

(7) プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

(4) 2(1)イの実績を証する書類（契約書の写し及び完了を証明する書類等の写し）

イ 特定共同企業体の場合

(7) 共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

- (イ) 共同企業体協定書
- (ロ) 共同企業体協定書第8条に基づく協定書
- (ハ) 委任状
- (ニ) 2(1)イの実績を証する書類（契約書の写し及び完了を証明する書類等の写し）

(2) 受付期間

本告示日から令和4年8月23日（火）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部企画・SDGs推進担当

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

(5) 参加資格の確認

参加資格確認終了後、令和4年8月26日（金）を目途に、参加資格確認通知書を参加表明書に記載された連絡先に郵送する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に係る招請説明書の「8 企画提案書等の提出」に定める書類について、それぞれ原本1部、副本5部（複写可）を提出すること。

(2) 受付期間

令和4年8月29日（月）から令和4年9月13日（火）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

5(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

ウ 審査の公平性を害する行為を行ったとき。

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載したとき。

オ 企画提案に係る招請説明書に示す各評価項目・評価基準（見積価格を除く。）の提案が記載されていないとき。

カ プレゼンテーションに参加しなかったとき。

7 業者決定の方法

業者決定は、事業者選定委員会による書類審査を実施し委託業者を選定する。

業者決定に当たっての審査方法等は、企画提案に係る招請説明書を参照すること。

8 プレゼンテーション

参加資格確認通知書により、参加資格を有すると認められた者は、令和4年9月27日（火）以降に実施を予定する事業者選定委員会において、企画提案書を補完する説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、時間、場所等の詳細については、後日通知する。

9 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
電話 048（829）1033 FAX 048（829）1997

10 その他

- (1) この企画提案書の招請手続に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 詳細は、企画提案に係る招請説明書による。

○競争入札参加資格関連の告示

さいたま市告示第1149号

令和4年度に実施する市庁舎等における自動販売機等設置場所の貸付事業について、応募に必要な資格を定めたので、次のとおり公示する。

令和4年7月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 用語の定義

この告示において業者登録とは貸付契約を希望する事業者をさいたま市自動販売機設置業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載することをいう。

2 登録業務

飲料、アイス類の自動販売機又は自動証明写真機の設置、管理及び販売の業務

3 業者登録の資格

業者登録の資格を有する者は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 市内の個人事業者又は県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人事業者であること。ただし、アイス類の自動販売機若しくは自動証明写真機の設置等を行う事業者の場合又は自動販売機の設置場所が市外の場合は、この限りではない。
- (2) 自動販売機の設置、管理等の業務を自ら行い、かつ、同種の契約等を過去2年の間に2回以上全て誠実に履行した個人又は法人であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者及び第2項の規定によりさいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

イ 県税又は市税に滞納がある者。ただし、アイス類の自動販売機若しくは自動証明写真機の設置等を行う事業者の場合又は公募による自動販売機の設置場所が市外の場合で、市外の個人事業者又は県外の法人事業者が申請を行う場合は、当該事業者所在地の都道府県税又は市町村税に滞納がある者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条若しくは

第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等又はその構成員

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体又は構成員

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属している者

カ さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）又はさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置を受けている者又はさいたま市から不利益処分を受けている者

4 業者登録の方法

業者登録を希望する事業者は、申請書にさいたま市自動販売機設置業者登録名簿制度実施要領（以下「実施要領」という。）に定める必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 受付期間

令和4年8月3日（水）から令和4年9月2日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日 を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(2) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課

(3) 提出方法

持参又は郵送

5 実施要領の交付

(1) 交付場所

ア さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p082953.html>

イ 4(2)に同じ

(2) 交付期間

告示日から令和4年9月2日（金）まで（5(1)イにおいては、休日を除く午前9時から午後5時まで）

6 登録審査

市長は、登録の申請があったときはこれを審査し、適格と認めるときは、登録名簿に記載し、一般に公開する。

7 審査結果の通知

審査の結果については、郵送により通知する。

8 登録の有効期間

登録名簿に登載された日から2年間

9 その他

詳細は、実施要領による。